

全国路地のまち連絡協議会規約

平成25年5月9日

(名称)

第1条 本会は、「全国路地のまち連絡協議会」(以下協議会という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国都市の原風景のひとつでもある路地を、美しい豊かな生活空間として次世代に継承していくための研究と実践活動などの啓発普及活動を推進することを目的とする。全国の路地のあるまちづくりに取り組む活動団体や関連の研究者、企業、行政、市民が互いに立場を越えて自由に交流し、研究し、協働して各地の個性豊かで魅力的なまちづくりを進めよう。

(事業)

第3条 実行委員会は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

路地のあるまちづくり活動団体、研究者などの情報交換及び交流
全国路地サミット、セミナー、見学会等の開催
路地に関する調査研究、路地の再生に向けた政策提言
その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員資格は志のあるものとし、路地のあるまちづくりの取り組む団体や研究会などの団体会員と個人会員、及び、協議会の活動に賛同し賛助会費によって組織を支援する賛助会員とする。

2 新たに会員になろうとする者は、会員の紹介により世話人に申し出る。世話人は世話人会に諮って承認を得る。

(世話人及び世話人会議)

第5条 本会に世話人及び代表世話人を置く。

2 世話人になりたいものは、世話人会に申し出、世話人会がこれを承認する。世話人会は、世話人会議を開催するとともに、インターネットのメーリングリストによる会議を開催し、必要な決定を行う。

3 代表世話人は必要に応じて世話人の互選により定める。任期は2年とし、再任を妨げない。

4 代表世話人及び世話人の半数以上はNPO法人日本都市計画家協会会員とする。

(会計)

第6条 事業実施に要する経費は、運営支援金、賛助会費、寄付金、広告収入およびその他の事業収入をもって充てる。

2 会計年度は、1月1日から12月31日とする。

(会費等)

第7条 別に定める会費・運営支援金規約に基づき会費を納入する。また、見学会・交流会などの際に

は実費を徴収する。

(事務局)

第8条 本会の庶務を担当するため、事務局を NPO 法人日本都市計画家協会に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事柄については、世話人会、または世話人会の意見を聞き代表世話人が定めるものとする。

附則

この規約は、平成25年5月9日から実施する。